

# 第75期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等に関する事項  
業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項  
業務の適正を確保するための体制の運用に関する事項  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
株主資本等変動計算書  
個別注記表

(2021年7月1日から2022年6月30日まで)

## 株式会社スマートバリュー

法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.smartvalue.ad.jp/ir/>) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

## 1. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		2016年2月12日	
新株予約権の数		80個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 32,000株 (新株予約権1個につき400株)	
新株予約権の払込金額		1個当たり 1,200円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり 113,200円 (1株当たり 283円)	
新株予約権の権利行使期間		2016年10月1日から 2023年3月17日まで	
行使の条件		(注) 1	
役員の保有状況	社外取締役	新株予約権の数	45個
		目的となる株式数	18,000株
	執行役	保有者数	3人
		新株予約権の数	20個
		目的となる株式数	8,000株
		保有者数	2人

(注) 1. 本新株予約権の主要な行使条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、2016年6月期から2018年6月期までのいずれかの期の有価証券報告書に記載される損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)における営業利益が366百万円を超過した場合、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使期間の末日までに本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
  - (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 2018年1月1日付で普通株式1株につき2株及び2018年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、取締役会において決定した会社法第416条第1項第1号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備しております。

当期の本基本方針の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役、執行役（以下、役員という）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員はコンプライアンス経営実践のため、法令・定款並びに企業倫理を率先垂範し、コンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めております。

内部統制委員会において、全社のコンプライアンス体制の構築支援を行い、取締役会及び監査委員会に審議内容及び活動が報告されるものとしております。また、内部通報マニュアルを作成し、当社の従業員等がコンプライアンス上の問題点を直接報告できる体制としております。

### (2) 役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

役員は、重要な文書等の情報を法令及び社内規程に従い、保存管理し、取締役及び監査委員が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとしております。

情報セキュリティ方針を定め、情報を適切に管理することで事業を継続させ、損害を減らし社会的な信用を高め企業価値を高めるための体制を構築・整備しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る規程・行動指針等を整備し、当該規程等に基づいてリスクカテゴリーごとの責任部署を定めるなど、全社のリスク管理体制の構築を推進しております。

重要なリスクについては、内部統制委員会において分析・評価を行い、取締役会にて改善策を審議・決定しております。

### (4) 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は企業価値向上を目的として法令、定款及び「取締役会規程」に定める事項を決議して、執行役の業務の執行を監督します。そのため、執行役の職務分掌を定め、各執行役の担当分野を明確にして業務執行の権限を委任しております。

執行役は取締役会決議に基づき委任を受けた事項に関する業務を執行し、業務分掌規程に基づき、効率的に意思決定を図るものとしております。

### (5) グループ会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社等の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「グループ経営管理規程」を定めております。また、子会社に対してもこれを尊重させ、企業集団として理念及び統制環境の統一に努めるものとしております。

子会社等には、必要に応じて当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行っております。

当社の内部監査担当は、当社全Divisionの監査を実施するとともに、グループ会社の監査を実施又は統括し、子会社等が当社に準拠して構築する内部統制及びその適正な運用状況について監視、指導するものとしております。

(6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、社外取締役を委員長とし、社外取締役で構成する監査委員会を原則として毎月1回開催しております。

監査委員の要請に基づき、兼務の補助使用人を任命しております。当該使用人は、監査委員の指揮命令に基づき当該補助業務を実施するものとし、取締役及び執行役からの独立性を確保し、当該使用人の異動、人事考課及び懲戒等については、監査委員は意見を述べることができ、取締役及び執行役はこれを尊重します。

役員及び使用人等は、監査委員が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合、迅速かつ的確に対応することとしています。

監査委員は、代表執行役及び会計監査人(監査法人)との意見を交換する機会を設けております。

役員及び使用人は、業務執行において法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れがある事実を発見した場合は、速やかに監査委員に報告します。

役員及び使用人が、監査委員に報告したことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止します。

当社は、監査委員がその職務の執行について、必要とする費用を予算として措置するとともに、当社に対し、法令に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

### 3. 業務の適正を確保するための体制の運用に関する事項

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2021年7月1日から2022年6月30日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

- (1) 当社では、2020年9月24日の定時株主総会で、指名委員会等設置会社に移行し、取締役会の決議により法令によって認められた範囲でその業務執行の決定を代表執行役に委任し、業務執行の効率化・迅速化を図っています。

主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、重要事項の意思決定及び執行役の業務執行の監督を行うため、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべてに出席いたしました。その他、指名委員会は7回、報酬委員会は8回、監査委員会は14回、内部統制委員会は12回開催いたしました。

なお、取締役会については、上記の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

- (2) 監査委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表執行役社長及び他の役員、内部監査担当、会計監査人との間で意見交換会を実施し、連携を図っております。
- (3) 内部監査担当は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び業務の監査、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

( 自 2021年7月1日 )  
( 至 2022年6月30日 )

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	959,454	949,720	334,392	△125,810	2,117,756
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△80,295		△80,295
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			1,080		1,080
自 己 株 式 の 処 分		△638		1,324	686
自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替		638	△638		—
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		95,168			95,168
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	95,168	△79,853	1,324	16,639
当 期 末 残 高	959,454	1,044,888	254,539	△124,485	2,134,396

	新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	157	—	2,117,913
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△80,295
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益			1,080
自 己 株 式 の 処 分			686
自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替			—
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動			95,168
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△7	316,706	316,698
当 期 変 動 額 合 計	△7	316,706	333,338
当 期 末 残 高	150	316,706	2,451,252

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	株式会社ノースディテール 株式会社ストークス 株式会社One Bright KOBE

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 重要な会計方針に関する事項

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### ①商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

###### ②仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～15年

工具、器具及び備品 3～15年

#### ②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (4) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### ①デジタルガバメント

##### a. ソフトウェアの受託開発契約

ソフトウェアの受託開発契約については、顧客との間でソフトウェア開発の請負契約を締結しており、主な履行義務は、顧客である自治体に対する顧客仕様のソフトウェアの開発サービスの提供であります。

当該履行義務は、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積りができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、開発期間のごく短い受託開発契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。



b. ソフトウェア開発の準委任契約

ソフトウェア開発の準委任契約については、顧客との間で技術者の準委任契約を締結しており、主な履行義務は技術者の労働力の提供であります。

当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過に連れて充足されるものであるため、収益は当該履行義務が充足される期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。

c. 保守サービスの月額利用契約

ソフトウェア開発に係る保守サービス契約については、顧客との間で月額利用契約を締結しており、主な履行義務はソフトウェアの保守及び利用許諾であります。

当該履行義務は、契約期間にわたりソフトウェアの保守及び利用許諾を行うにつれて充足されるため、収益は当該履行義務が充足される期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。

d. 広告等に係るスポンサー収入

スポンサーとして協賛金を収受した企業に対し一定の権益を付与する取引であり、主な履行義務は「西宮ストークス」の選手ユニフォームへの広告掲載、主催試合会場での広告掲載、ホームページでの企業ロゴの掲載等であります。

当該履行義務は、契約期間にわたり広告を掲載すること等により充足されるため、収益は当該履行義務が充足される期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。

②モビリティ・サービス

a. 安全支援機器等の販売契約

安全支援機器等の販売契約については、安全支援機器等を販売する取引であり、主な履行義務は顧客への安全支援機器等の引渡し、もしくは顧客の指定した車両への安全支援機器等の取付であります。

当該履行義務は、安全支援機器等の引渡し又は取付が完了した時点で、履行義務が充足されるため、当該引渡し時又は取付完了時に収益を認識しております。

b. ソフトウェアの受託開発契約

ソフトウェアの受託開発契約については、顧客との間でソフトウェア開発の請負契約を締結しており、主な履行義務は顧客仕様のモビリティIoT関連のソフトウェアの開発サービスの提供であります。

当該履行義務は、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積りができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、開発期間のごく短い受託開発契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

c. 保守サービス等の月額利用契約

モビリティIoT関連のソフトウェア開発に係る保守サービスや安全支援機器等の月額利用契約については、顧客との間で月額利用契約を締結しており、主な履行義務はソフトウェアの保守や安全支援機器等の利用許諾であります。

当該履行義務は、契約期間にわたりソフトウェアの保守や安全支援機器等の利用許諾を行うにつれて充足されるため、収益は当該履行義務が充足される期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

創立費

5年間で均等償却しております。

株式交付費

3年間で均等償却しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な期間で規則的に償却しております。

## 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

### 1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点としては、受託開発契約に関して、従来はその進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用してはりましたが、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積りができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準を適用しております。なお、開発期間のごく短い受託開発契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

### 2. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

### 3. 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項の注記を行うこととしました。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

### 1. モビリティIoT事業に係る固定資産の減損

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	12,869千円
無形固定資産	30,730千円
合計	43,600千円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、クラウドソリューション事業としてデジタルガバメントセグメントとモビリティ・サービスセグメントを展開しており、独立してキャッシュ・フローを生み出す最小のサービス区分で固定資産の減損のグルーピングを行っております。そして、当社のモビリティ・サービスセグメントは、その事業内容から、カーソリューション事業とモビリティIoT事業の2つの資産グループとしております。

資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合、経営環境の著しい悪化を把握した場合等に、減損が生じる可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という）を識別し、減損の兆候のある資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

当連結会計年度において、当社のモビリティIoT事業に係る資産グループは、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなったことから減損の兆候を識別しております。当社は減損損失の認識の判断にあたって、当社の事業計画を基礎として当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローを算定した結果、減損損失の認識は不要であると判断しております。割引前将来キャッシュ・フローの算定に用いた事業計画には、CiEMSの新規契約数及び解約見込み、Kuruma Baseの新規契約数、IoTシステム開発の受注見込に基づく売上高及び営業利益の予測といった重要な仮定が含まれており、これらは将来の経営環境や経済情勢の予測により影響を受けます。また、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等について、統一的な見解がないものの、一定の仮定において事業計画に当該影響を織り込み、各資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済情勢等の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 127,775千円

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消又は繰越欠損金の課税所得との相殺により、将来の税金負担を軽減する効果を有すると認められる範囲内で計上しており、繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断しております。

このうち、収益力に基づく将来の課税所得は、当社の事業計画を基礎として見積られますが、当該事業計画は、新型コロナウイルス感染症の今後の広がりや収束時期の見通し、将来の経済情勢や経営環境の著しい変化、これらが及ぼす受注状況等への影響などによる重要な不確実性を考慮に入れた一定の仮定のもとで策定されております。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済情勢等の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

413,336千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	10,264,800	—	—	10,264,800

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年9月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	80,295	8.00	2021年6月30日	2021年9月28日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	80,314	8.00	2022年6月30日	2022年9月30日

### 3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式

50,000株

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金は増資による資金調達又は金融機関からの長期借入により、短期的な運転資金は短期借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式への出資であります。非上場株式への出資については、発行体の財政状態等の悪化等によるリスクを有しております。

敷金及び保証金は、主に事務所の賃貸借に係るもので、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。営業債務は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

借入金は、主に子会社の神戸アリーナ事業に係る事業資金として調達したものであり、借入期間は主に4年であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスクの管理

営業債権については、債権管理マニュアル等に従い、各事業における営業管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、経営管理Divisionが取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財政状態等を把握しております。

敷金及び保証金については、取引開始時に与信判断を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

##### ②流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、経営管理Divisionが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,593千円）は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	203,869	198,068	△5,801
資産計	203,869	198,068	△5,801
長期借入金	417,674	416,187	△1,486
負債計	417,674	416,187	△1,486

(※)長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。



時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（2022年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	198,068	—	198,068
資産計	—	198,068	—	198,068
長期借入金	—	416,187	—	416,187
負債計	—	416,187	—	416,187

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等の適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	デジタル ガバメント	モビリティ・ サービス	
一時点で移転される財又はサービス	225,831	840,721	1,066,552
一定期間に移転される財又はサービス	2,023,368	715,453	2,738,821
顧客との契約から生じる収益	2,249,199	1,556,174	3,805,373
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	2,249,199	1,556,174	3,805,373

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「4. 重要な会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じる債権（期首残高）	514,993
顧客との契約から生じる債権（期末残高）	410,860
契約資産（期首残高）	37,056
契約資産（期末残高）	14,199
契約負債（期首残高）	121,621
契約負債（期末残高）	124,618

契約資産は、自治体向け又はモビリティIoTのソフトウェア受託開発について、開発の成果物に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、報酬に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該受託開発に関する報酬は契約条件に従い、顧客へ成果物を納品し検収が完了した時点で請求し、概ね請求月の翌月に受領しております。

契約負債は、自治体向け又はモビリティIoTのソフトウェア受託開発に係る保守サービス契約を顧客と締結した時点で一括で受領した保守サービス代金のうち、保守期間が経過していない前受金に関するもの並びに連結子会社である株式会社ストークスがスポンサー契約を顧客と締結した時点で一括で受領した協賛金のうち、広告掲載期間等が経過していない前受金に関するもの等であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首残高の契約負債に含まれていた額は、106,683千円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び提供したサービスの時間に基づき固定額を請求できる契約等の請求する権利を有している金額で収益を認識している残存履行義務に係る取引価格は含めておりません。その結果、注記対象となる重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	212円60銭
1 株当たり当期純利益	0 円11銭

## 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

2022年8月17日開催の取締役会において、当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、次のとおり自己株式の取得をすることを決議いたしました。

### 1. 自己株式取得の目的

資本効率の向上および株主還元の充実に資するためであります。

### 2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 100,000株 (上限)  
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.0%)
- (3) 取得価額の総額 70,000千円 (上限)
- (4) 取得期間 2022年8月18日から2022年10月31日まで
- (5) 取得の方法 株式会社東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付

# 株主資本等変動計算書

( 自 2021年7月1日 )  
( 至 2022年6月30日 )

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本 準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	959,454	949,720	—	2,234	659,300	△267,298	△125,810	2,177,598	
当期変動額									
剰余金の配当						△80,295		△80,295	
当期純利益						37,766		37,766	
別途積立金の取崩					△659,300	659,300		—	
自己株式の処分			△638				1,324	686	
自己株式処分差損の 振替			638			△638		—	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								—	
当期変動額合計	—	—	—	—	△659,300	616,132	1,324	△41,842	
当期末残高	959,454	949,720	—	2,234	—	348,833	△124,485	2,135,755	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	157	2,177,756
当期変動額		
剰余金の配当		△80,295
当期純利益		37,766
別途積立金の取崩		—
自己株式の処分		686
自己株式処分差損の 振替		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△7	△7
当期変動額合計	△7	△41,850
当期末残高	150	2,135,905

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっております。
- (2) その他有価証券  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法によっております。

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
- 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～15年
構築物	15年
工具、器具及び備品	3～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### ① デジタルガバメント

#### a. ソフトウェア受託開発の請負契約

ソフトウェア受託開発の請負契約については、顧客との間でソフトウェア開発の請負契約を締結しており、主な履行義務は、顧客である自治体に対する顧客仕様のソフトウェアの開発サービスの提供であります。

当該履行義務は、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積りができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、開発期間のごく短い請負契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

#### b. 保守サービスの月額利用契約

ソフトウェア開発に係る保守サービス契約については、顧客との間で月額利用契約を締結しており、主な履行義務はソフトウェアの保守及び利用許諾であります。

当該履行義務は、契約期間にわたりソフトウェアの保守及び利用許諾を行うにつれて充足されるため、収益は当該履行義務が充足される期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。

### ② モビリティ・サービス

#### a. 安全支援機器等の販売契約

安全支援機器等の販売契約については、安全支援機器等を販売する取引であり、主な履行義務は顧客への安全支援機器等の引渡し、もしくは顧客の指定した車両への安全支援機器等の取付完了であります。

当該履行義務は、安全支援機器等の引渡し又は取付が完了した時点で、履行義務が充足されるため、当該引渡し時又は取付完了時に収益を認識しております。

#### b. ソフトウェア受託開発の請負契約

ソフトウェア受託開発の請負契約については、顧客との間でソフトウェア開発の請負契約を締結しており、主な履行義務は顧客仕様のモビリティIoT関連のソフトウェアの開発サービスの提供であります。

当該履行義務は、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積りができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、開発期間のごく短い請負契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

c. 保守サービス等の月額利用契約

モビリティIoT関連のソフトウェア開発に係る保守サービスや安全支援機器等の月額利用契約については、顧客との間で月額利用契約を締結しており、主な履行義務はソフトウェアの保守や安全支援機器等の利用許諾であります。

当該履行義務は、契約期間にわたりソフトウェアの保守や安全支援機器等の利用許諾を行うにつれて充足されるため、収益は当該履行義務が充足される期間において契約に定められた金額を毎月認識しております。

## 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

### 1. 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点としては、受託開発契約に関して、従来はその進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用しておりましたが、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積りができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準を適用しております。なお、開発期間のごく短い受託開発契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

### 2. 計算書類の主な項目に対する影響額

当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

### 3. 会計方針の変更に伴う表示方法の変更

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当事業年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

## 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

### 1. モビリティIoT事業に係る固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	12,869千円
無形固定資産	31,011千円
合計	43,880千円

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類における注記に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	107,058千円
--------	-----------

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類における注記に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。



### 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	388,629千円
関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	8,455千円
短期金銭債務	32,744千円

### 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	350,535千円
営業取引以外の取引による取引高	33,371千円

### 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	227,890	—	2,400	225,490

(注) 自己株式の株式数の減少は、新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分によるものであります。

### 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	93,207千円
賞与引当金	7,930
未払事業税	4,269
資産除去債務	14,127
減価償却超過額	115,094
関係会社株式評価損	373,063
棚卸資産評価損	3,571
その他	5,097

繰延税金資産小計 616,360

評価性引当額 △497,985

繰延税金資産合計 118,375

#### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △11,317千円

繰延税金負債合計 △11,317

繰延税金資産の純額 107,058

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社スト ークス	(所有) 直接 51.1%	役員の兼任 経営指導	増資の引受(注1)	94,000	—	—
子会社	株式会社One Bright KOBE	(所有) 直接 80.0%	役員の兼任 経営指導	増資の引受(注2)	1,100,000	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 当社が株式会社ストークスの行った第三者割当増資を1株20,000円で引き受けたものであります。  
2. 当社が株式会社One Bright KOBEの行った第三者割当増資を1株50,000円で引き受けたものであります。

### 2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	株式会社コモ ンズ&センス (注1)	(被所有) 直接 5.7%	役員の兼任 担保の被提供	当社の銀行借入金に 対する有価証券の担 保提供(注2)	986,000	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 当社取締役兼代表執行役社長渋谷順が議決権の100%を直接保有する会社であります。  
2. 当社の銀行借入金に対する有価証券の担保提供については、株式会社One Bright KOBEの増資引受のための資金借入に対するものであります。なお、保証料等の支払いは行っておりません。取引金額は、当事業年度末の債務残高であります。

## 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	212円74銭
1 株当たり当期純利益	3 円76銭

#### 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。